

イ 地下水位対策＜水資源課＞

岐阜・西濃地域に設置してある26箇所の観測井で常時監視を実施している。

このうち、令和6年の主要観測井における地下水位は、表2-4-30のとおり、令和5年に比べ大きな変化はなく、経年的な推移を見ると、図2-4-22のとおり、上昇傾向にある。

表2-4-30 主要観測井の地下水位

(単位：m)

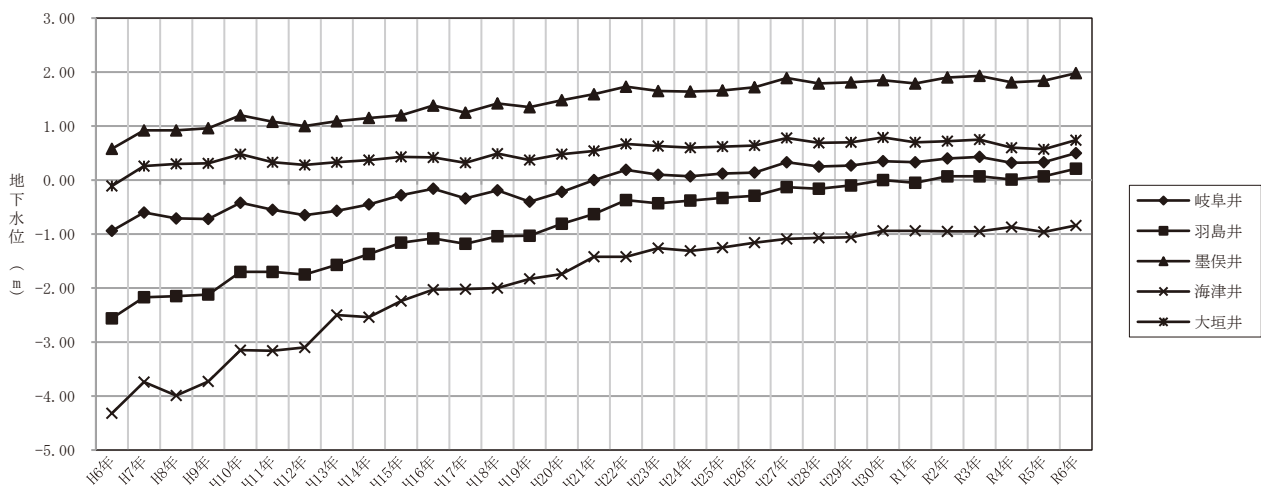
地下水位観測所（所在地）	昭和54年 地下水位 (A)	令和5年 地下水位 (B)	令和6年 地下水位 (C)	年間変動量 (C) - (B)	累積変動量 (C) - (A)
岐阜井（岐阜市須賀）	-1.42	+0.33	+0.50	+0.17	+1.92
羽島井（羽島市上中町）	-5.38	+0.07	+0.21	+0.14	+5.59
墨俣井（大垣市墨俣町下宿）	+0.13	+1.84 (+1.23)	+1.98 (+1.37)	+0.14	+1.85
海津井（海津市海津町古中島）	-9.85	-0.96	-0.84	+0.12	+9.01
大垣井（大垣市北方町）	+0.23	+0.57	+0.74	+0.17	+0.51

備考) 1 県水資源課調べ

2 各地表面の標高を0mとし、各年（1～12月）の平均地下水位を示す。

3 墨俣井については、平成27年度に地盤高の嵩上げを行った。()は嵩上げ後の地下水位を示す。

図2-4-22 主要観測井の地下水位の経年変化



備考) 1 県水資源課調べ

2 各地表面の標高を0mとし、各年（1～12月）の平均地下水位を示す。

6 危機管理体制の強化

(1) 汚染事故に対する危機管理体制の強化＜環境管理課＞

公共用水域における水質汚濁事故の対応は、適切かつ迅速に行うことが重要であることから、事故時における事業者の責務、調査を実施すべき機関・事項等をより明確化するため、「水質汚濁防止法に基づく水質汚濁事故処理に関する要綱」を定め、平成14年8月1日より施行している。

また、事故を未然に防止するため、立入検査や広報により、施設の点検整備等の注意を促している。

第2節 大気環境の保全

1 大気汚染の防止

(1) 大気環境の状況

ア 概況＜環境管理課＞

大気汚染は、工場・事業場からのばい煙や粉じん、自動車の排出ガス、又はこれらを要因物質として大気中の様々な条件の下で生成される物質などにより引き起こされる。

令和6年度の主な大気汚染物質の状況をみると、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び微小粒子状物質については、すべての測定局で環境基準に基づく短期的評価、長期的評価を達成した。

浮遊粒子状物質については、1測定局で環境基準の短期的評価を達成できなかった。

光化学オキシダントについては、すべての測定局において環境基準を超える日が見られ、その頻度は令和5年度と比較すると横ばい増加した。また、「岐阜県大気汚染対策要綱」に基づく光化学スモッグ予報を岐阜地域に1回、可茂地域に1回、東濃西部地域に1回発令し、光化学スモッグ注意報を西濃南部地域に1回発令した。

また、大垣自動車排出ガス測定局については、令和5年12月で測定を終了した。

イ 大気汚染物質の状況<環境管理課>

大気汚染に係る環境基準は、22箇所の一般環境大気測定局と3箇所の自動車排出ガス測定局において常時監視（24時間測定）を行っており、測定地点及び測定項目は、表2-4-31のとおりである。なお、笠原測定局における常時監視は令和6年4月まで実施しており、県多治見局における常時監視を令和6年5月から開始した。

昭和57年4月から、「大気環境監視テレメータシステム」を整備し、各測定局を回線等で結ぶことにより大気環境の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、緊急時における迅速な対応を図る体制を整えている。

大気汚染に係る環境基準は、資料10のとおりで二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素及び微小粒子状物質について定められている（有害大気汚染物質を除く）。

また、これらの常時監視測定局による監視測定を補完するため、令和6年度は、大気環境測定車「あおぞら」による一般環境調査を川辺町において延べ38週にわたって行った。測定結果は資料23のとおりである。

表2-4-31 大気環境常時監視測定局及び測定項目

(令和7年3月末現在)

種 別	地 域	測定局名	設 置 場 所	測 定 項 目								設 置 主 体
				二 酸 化 硫 黄	浮 遊 粒 子 状 物 質	窒 素 酸 化 物	オ キ シ ダ ン ト	一 酸 化 炭 素	微 小 粒 子 状 物 質	炭 化 水 素	風 向 風 速	
一 般 環 境 大 気 測 定 局	岐 阜	岐 阜 中 央	岐阜市八ツ寺町1-7（市役所八ツ寺別館）	○	○	○	○		○		○	岐阜市
		岐 阜 南 部	岐阜市茜部菱野2（あかね公園）	○	○	○	○		○	○		岐阜市
		岐 阜 北 部	岐阜市福光東3-19（福光東公園）	○	○	○	○		○			岐阜市
		各 務 原	各務原市蘇原中央町2-1-2（市民会館駐車場）	○	○	○	○		○		○	県
		本 巢	本巢市下真桑1000（本巢市役所真正分庁舎）	○	○	○	○		○	○	○	県
	西 濃・羽 島	羽 島	羽島市竹鼻町85（保健センター南）	○	○	○	○		○		○	県
		大 垣 中 央	大垣市西外側町2-49（市職員駐車場）	○	○	○	○		○		○	県
		大 垣 南 部	大垣市築捨町1-159-2（築捨新田公民館）	○	○	○	○				○	県
		大 垣 西 部	大垣市綾野1-2719-1（JAにしみの綾里支所2F）	○	○							大垣市
		大 垣 赤 坂	大垣市赤坂町4533-1（市赤坂地区センター駐車場）		○							大垣市
	西 濃 南 部	海 津	海津市南濃町吉田字一切487（海津市エコドーム）		○		○		○		○	県
	揖 斐	揖 斐	揖斐郡揖斐川町上南方字森本27-2（揖斐総合庁舎）	○	○	○	○		○		○	県
	可 美	茂 美	美濃加茂市新池町3-4-1（総合福祉会館）	○	○	○	○		○		○	県
	中 濃	関	関市西本郷通4-2-9	○	○	○	○		○		○	県
	郡 上	郡 上	郡上市八幡町初音1727-2（郡上総合庁舎）	○	○	○	○		○		○	県
	東 濃 西 部	県 多 治 見	多治見市上野町5-68-1（東濃西部総合庁舎）	○	○	○	○		○		○	県
		瑞 浪	瑞浪市上平町1-29（市役所東分庁舎）	○	○		○				○	県
		恵 那	恵那市長島町正家後田1067-71（恵那総合庁舎）	○	○	○	○		○		○	県
	恵那・中津川	中 津 川	中津川市かやの木町2-1（市役所駐車場）	○	○	○	○		○		○	県
		下 呂	下呂市萩原町羽根2605-1（下呂総合庁舎）	○	○	○	○		○		○	県
	飛 騨	高 山	高山市花岡町2-18（市営花岡駐車場3F）	○	○	○	○		○		○	県
	乗 鞍		鞍 高山市丹生川町久手字鼠尾508（乗鞍スカイライン管理事務所）	○	○	○	○				○	県
	小 計 22 局				20	22	18	20		17	2	18
ガ ス 動 車 測 定 局 出	岐 阜 明 徳 自 排	岐阜市明徳町11（旧明徳小学校敷地内）		○	○		○					岐阜市
	土 岐 自 排	土岐市泉池ノ上町2-3（国道19号）		○	○		○	○		○		県
	可 児 自 排	可児市今渡1680（国道21号）		○	○			○		○		県
	小 計 3 局				3	3		2	2		2	
合 計 25 局				20	25	21	20	2	19	2	20	

(参考：令和6年4月まで)

笠原測定局	多治見市笠原町 1194-1 (多治見市心身障がい児通園施設)	○	○	○	○	○	○	○	県
-------	---------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---

備考) 県環境管理課調べ

笠原測定局は測定日数が22日であることから、測定値が評価の対象とならない。

① 二酸化硫黄

大気中の二酸化硫黄は、大気汚染物質の中でも代表的な物質である。通常は、主として重油等石油系燃料に含まれる硫黄分の燃焼により発生するものであり、その主な発生源は、工場・事業場のばい煙発生施設である。

二酸化硫黄について20測定局で測定した結果は、表2-4-32及び資料11のとおりであり、これらを令和5年度と比較すると、横ばいの状況にある。年平均値は、大垣中央測定局、大垣西部測定局、関測定局、中津川測定局の0.001ppmが最も高い。環境基準については、短期的評価、長期的評価ともに、すべての測定局で達成した。

表2-4-32 二酸化硫黄の測定結果

地 域	測定局名	有 効 測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.1ppmを超 えた時間数 とその割合		日平均値が 0.04ppmを超 えた日数と その割合		1時間値 の最高値	日平均値 の2% 除 外 値	日平均値が 0.04p pm を超えた日 が2日以上 連続したこと の有無	長期的 評価の 適 否 適○ 否×	令和5年度	
					時間	%	日	%					年平均値	長期的 評 価 の適否
				(日)	(時間)	(ppm)					(ppm)	(ppm)		
岐 阜	岐阜中央	365	8,657	0.000	0	0.0	0	0.0	0.008	0.002	無	○	0.001	○
	岐阜南部	365	8,651	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.001	無	○	0.000	○
	岐阜北部	362	8,625	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	無	○	0.000	○
	各 務 原	363	8,681	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.001	無	○	0.000	○
	本 巢	362	8,676	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	無	○	0.000	○
	平 均	-	-	0.000	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	-
西 濃 ・ 羽 島	羽 島	362	8,665	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.001	無	○	0.001	○
	大垣中央	363	8,674	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.002	無	○	0.001	○
	大垣南部	359	8,601	0.000	0	0.0	0	0.0	0.007	0.001	無	○	0.001	○
	大垣西部	363	8,703	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.003	無	○	0.001	○
	平 均	-	-	0.001	-	-	-	-	-	-	-	-	0.001	-
揖斐	揖 斐	312	7,485	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	無	○	0.000	○
可茂	美濃加茂	363	8,678	0.000	0	0.0	0	0.0	0.017	0.001	無	○	0.000	○
中濃	関	363	8,680	0.001	0	0.0	0	0.0	0.004	0.002	無	○	0.001	○
郡上	郡 上	318	7,617	0.000	0	0.0	0	0.0	0.004	0.000	無	○	0.000	○
東濃 西部	県多治見	338	8,089	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.001	無	○	-	-
	瑞 浪	363	8,676	0.000	0	0.0	0	0.0	0.002	0.001	無	○	0.000	○
	平 均	-	-	0.000	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	-
恵那 ・ 中津川	恵 那	363	8,668	0.000	0	0.0	0	0.0	0.008	0.001	無	○	0.000	○
	中 津 川	344	8,256	0.001	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	無	○	0.001	○
	平 均	-	-	0.001	-	-	-	-	-	-	-	-	0.001	-
下呂	下 呂	363	8,669	0.000	0	0.0	0	0.0	0.002	0.001	無	○	0.000	○
飛騨	高 山	363	8,677	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	無	○	0.000	○
	乗 鞍	354	8,552	0.000	0	0.0	0	0.0	0.009	0.001	無	非適用	-	非適用
	県 平 均	-	-	0.000	-	-	-	-	-	-	-	-	0.001	-

備考) 1 県環境管理課調べ

2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日数が年間を通じて2%以下であることを示す。

3 県平均に、乗鞍測定局は含まない。

年平均値は、大垣中央測定局、大垣赤坂測定局の $0.014\text{mg}/\text{m}^3$ が最も高かった。環境基準については、関測定局において短期的評価が達成できなかったが、長期的評価についてはすべての測定局で達成した。

地域	測定局名	有効 測定日数	測定時間	年平均值	1 時 間 値 が 0.20mg/ m ³ を 超えた時間数 とその割合		日 平 均 値 が 0.10mg/ m ³ を 超えた日数と その割合		1時間値 の最高値	日平均値 の2% 除 外 値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 が2日以上 連続したこと の有無	長期的 評価の 適 否 適○ 否×	令和5年度	
					時間	%	日	%					年平均值	長期的 評 価 の適否
		(日)	(時間)	(mg/m ³)			(mg/m ³)	(mg/m ³)						
岐阜	岐 阜 中 央	365	8,691	0.012	0	0.0	0	0.0	0.149	0.029	無	○	0.012	○
	岐 阜 南 部	365	8,696	0.010	0	0.0	0	0.0	0.123	0.024	無	○	0.010	○
	岐 阜 北 部	362	8,663	0.007	0	0.0	0	0.0	0.092	0.017	無	○	0.006	○
	各 務 原	363	8,712	0.011	0	0.0	0	0.0	0.124	0.027	無	○	0.011	○
	本 巢	362	8,708	0.013	0	0.0	0	0.0	0.185	0.031	無	○	0.013	○
	平 均	-	-	0.011	-	-	-	-	-	-	-	-	0.010	-
西濃・ 羽島	羽 島	363	8,706	0.013	0	0.0	0	0.0	0.111	0.028	無	○	0.012	○
	大 垣 中 央	357	8,605	0.014	0	0.0	0	0.0	0.117	0.034	無	○	0.014	○
	大 垣 南 部	363	8,715	0.013	0	0.0	0	0.0	0.101	0.032	無	○	0.013	○
	大 垣 西 部	363	8,719	0.011	0	0.0	0	0.0	0.095	0.023	無	○	0.010	○
	大 垣 赤 坂	360	8,660	0.014	0	0.0	0	0.0	0.081	0.028	無	○	0.014	○
	平 均	-	-	0.013	-	-	-	-	-	-	-	-	0.013	-
西濃南部	海 津	339	8,132	0.010	0	0.0	0	0.0	0.082	0.028	無	○	0.012	○
揖斐	揖 斐	363	8,709	0.010	0	0.0	0	0.0	0.122	0.025	無	○	0.011	○
可茂	美濃加茂	363	8,705	0.011	0	0.0	0	0.0	0.113	0.025	無	○	0.010	○
中濃	関	363	8,715	0.012	1	0.0	0	0.0	0.249	0.028	無	○	0.012	○
郡上	郡 上	363	8,706	0.009	0	0.0	0	0.0	0.058	0.023	無	○	0.009	○
東西濃部	県多治見	334	8,029	0.012	0	0.0	0	0.0	0.142	0.024	無	○	-	-
	瑞 浪	363	8,712	0.011	0	0.0	0	0.0	0.170	0.026	無	○	0.010	○
	平 均	-	-	0.012	-	-	-	-	-	-	-	-	0.010	-
恵那・ 中津川	恵 那	358	8,602	0.011	0	0.0	0	0.0	0.194	0.025	無	○	0.010	○
	中 津 川	359	8,610	0.012	0	0.0	0	0.0	0.136	0.029	無	○	0.012	○
	平 均	-	-	0.012	-	-	-	-	-	-	-	-	0.011	-
下呂	下 呂	361	8,642	0.008	0	0.0	0	0.0	0.124	0.019	無	○	0.008	○
飛騨	高 山	362	8,702	0.010	0	0.0	0	0.0	0.118	0.023	無	○	0.009	○
乗 鞍		357	8,618	0.006	0	0.0	0	0.0	0.035	0.012	無	非適用	-	非適用
県 平 均		-	-	0.011	-	-	-	-	-	-	-	-	0.011	-
岐阜明徳自排		364	8,688	0.010	0	0.0	0	0.0	0.139	0.023	無	○	0.011	○
可児自排		363	8,712	0.011	0	0.0	0	0.0	0.085	0.022	無	○	0.011	○
土岐自排		363	8,715	0.012	0	0.0	0	0.0	0.115	0.026	無	○	0.012	○

— 77 —

- 2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続せず、かつ、日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数が年間を通じて2%以下であることを示す。
- 3 県平均に、乗鞍測定局、自動車排出ガス測定局は含まない。

③ 二酸化窒素

大気中の窒素酸化物は、物の燃焼に伴い空気中の窒素が酸化されてできるものと、燃料中に含まれている窒素分が酸化されてできるものがある。発生源としては、固定発生源である工場・事業場のばい煙発生施設及び移動発生源である自動車などがある。

二酸化窒素について21測定局（自動車排出ガス測定局3局を含む。）で測定した結果は、表2-4-34、資料13及び資料14のとおりである。令和5年度と比較すると、横ばいの傾向にある。

年平均値は、土岐自動車排出ガス測定局の0.009ppmが最も高く、一般環境測定局においては、岐阜南部測定局、羽島測定局、県多治見測定局の0.007ppmが最も高い。

表2-4-34 二酸化窒素の測定結果

地 域	測定局名	有 効 測定日数	測定時間	年平均値	日 平 均 値 が 0.06ppm を 超 えた日数とそ の割合		日 平 均 値 が 0.04ppm 以 上 0.06ppm 以下 の日数とその割合		1時間値 の最高値	日平均値の 年 間 98% 値	長期的 評価の 適 否 適○ 否×	令和5年度	
					年 平 均 値	長 期 的 評 価 の 適 否							
		(日)	(時間)	(ppm)	日	%	日	%	(ppm)	(ppm)	(ppm)		
岐 阜	岐阜中央	272	6,460	0.005	0	0.0	0	0.0	0.036	0.010	○	0.005	○
	岐阜南部	363	8,645	0.007	0	0.0	0	0.0	0.037	0.015	○	0.009	○
	岐阜北部	362	8,602	0.004	0	0.0	0	0.0	0.024	0.007	○	0.004	○
	各 務 原	361	8,653	0.005	0	0.0	0	0.0	0.026	0.010	○	0.005	○
	本 巣	362	8,674	0.005	0	0.0	0	0.0	0.049	0.013	○	0.006	○
	平 均	-	-	0.005	-	-	-	-	-	-	-	0.006	-
西濃・ 羽島	羽 島	363	8,680	0.007	0	0.0	0	0.0	0.037	0.014	○	0.007	○
	大垣中央	363	8,677	0.006	0	0.0	0	0.0	0.029	0.012	○	0.008	○
	大垣南部	259	6,218	0.006	0	0.0	0	0.0	0.031	0.013	○	0.007	○
	平 均	-	-	0.006	-	-	-	-	-	-	-	0.007	-
揖斐	揖 斐	363	8,674	0.003	0	0.0	0	0.0	0.025	0.007	○	0.003	○
可茂	美濃加茂	363	8,680	0.005	0	0.0	0	0.0	0.022	0.009	○	0.005	○
中濃	関	363	8,680	0.004	0	0.0	0	0.0	0.032	0.009	○	0.004	○
郡上	郡 上	351	8,444	0.001	0	0.0	0	0.0	0.020	0.004	○	0.001	○
東濃西部	県多治見	338	8,085	0.007	0	0.0	0	0.0	0.050	0.018	○	-	-
恵那・ 中津川	恵 那	363	8,668	0.005	0	0.0	0	0.0	0.036	0.013	○	0.006	○
	中 津 川	360	8,645	0.004	0	0.0	0	0.0	0.026	0.010	○	0.004	○
	平 均	-	-	0.005	-	-	-	-	-	-	-	0.005	-
下呂	下 呂	220	5,296	0.002	0	0.0	0	0.0	0.018	0.006	-	0.002	○
飛騨	高 山	247	5,920	0.005	0	0.0	0	0.0	0.040	0.015	-	0.005	○
乗 鞍		213	5,129	0.005	2	0.9	0	0.0	0.432	0.019	非適用	-	非適用
県 平 均		-	-	0.005	-	-	-	-	-	-	-	0.005	-
岐阜明德自排		364	8,631	0.006	0	0.0	0	0.0	0.047	0.012	○	0.006	○
可児自排		363	8,677	0.008	0	0.0	0	0.0	0.041	0.015	○	0.008	○
土岐自排		363	8,677	0.009	0	0.0	0	0.0	0.043	0.018	○	0.009	○

備考) 1 県環境管理課調べ

- 2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値の年間98%値が0.04ppm～0.06ppmのゾーン内もしくはゾーン以下であることを示す。

3 県平均に、乗鞍測定局、自動車排出ガス測定局は含まない。

④ 光化学オキシダント

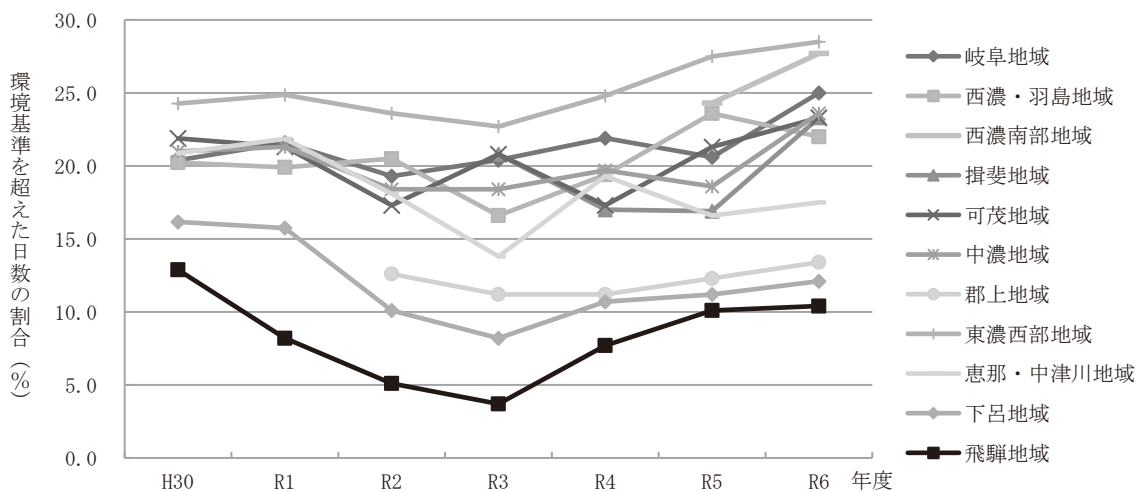
光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素類が紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成される酸化性物質で、光化学大気汚染（いわゆる光化学スモッグ）の原因物質とされ、その発生は気温、風向、風速、日射量等の気象条件に大きく左右される。

光化学オキシダントについて20測定局で測定した結果は、図2-4-23、表2-4-35及び資料15のとおりであり、いずれの測定局においても環境基準を達成できていない。

昼間（午前5時から午後8時まで）の1時間値の最高値が最も高かったのは、各務原測定局の0.152ppmである。昼間の年平均は令和5年度と比較すると横ばいであったが、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数は令和5年度と比較すると横ばいか増加した。

なお、令和6年度は、「岐阜県大気汚染対策要綱」に基づき光化学スモッグ予報を1回、光化学スモッグ注意報を1回発令した。（資料16）

図2-4-23 光化学オキシダントの環境基準を超えた日数の割合の経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ

2 各地域の平均値

表2-4-35 光化学オキシダントの測定結果

地 域	測定局名	昼 間 測定日数 (日)	昼 間 測定時間 (時間)	昼間の1 時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の1時間 値が 0.06ppm を超えた日数 とその割合		昼間の1時間値 が 0.06ppmを超 えた時間数とそ の割合		昼間の1 時間値の 最高値 (ppm)	日最高1 時間値の 年平均値 (ppm)	環 境 基準の 適 否 適○ 否×	令和5年度	
					日	%	時間	%				昼 間 年平均値 (ppm)	環 境 基 準 の適否
岐 阜	岐 阜 中 央	365	5,416	0.033	78	21.4	341	6.3	0.097	0.045	×	0.032	×
	岐 阜 南 部	365	5,411	0.038	95	26.0	445	8.2	0.101	0.052	×	0.036	×
	岐 阜 北 部	365	5,398	0.032	68	18.6	285	5.3	0.094	0.047	×	0.032	×
	各 務 原	365	5,443	0.042	145	39.7	871	16.0	0.152	0.059	×	0.037	×
	本 巣	365	5,420	0.033	70	19.2	302	5.6	0.103	0.048	×	0.033	×
	平 均	-	-	0.036	-	25.0	-	-	-	-	-	0.034	-
西 濃 ・ 羽 島	羽 島	365	5,439	0.033	72	19.7	272	5.0	0.108	0.047	×	0.036	×
	大 垣 中 央	365	5,441	0.036	80	21.9	356	6.5	0.105	0.050	×	0.038	×
	大 垣 南 部	201	2,984	0.039	49	24.4	257	8.6	0.102	0.051	×	0.034	×
	平 均	-	-	0.036	-	22.0	-	-	-	-	-	0.036	-
西濃南部	海 津	365	5,441	0.038	101	27.7	495	9.1	0.135	0.053	×	0.036	×
揖 斐	揖 斐	365	5,444	0.037	85	23.3	414	7.6	0.106	0.051	×	0.034	×

地 域	測定局名	昼 間 測定日数 (日)	昼 間 測定時間 (時間)	昼間の1 時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の1時間 値が0.06ppm を超えた日数 とその割合		昼間の1時間値 が0.06ppmを超 えた時間数とそ の割合		昼間の1 時間値の 最高値 (ppm)	日最高1 時間値の 年平均値 (ppm)	環 境 基準の 適 否 適○ 否×	令和5年度	
					日	%	時間	%				昼 間 年平均値 (ppm)	環 境 基 準 の適否
可 茂	美 濃 加 茂	365	5,449	0.033	85	23.3	382	7.0	0.126	0.049	×	0.033	×
中 濃	関	365	5,442	0.032	86	23.6	417	7.7	0.121	0.049	×	0.031	×
郡 上	郡 上	365	5,439	0.028	49	13.4	210	3.9	0.121	0.044	×	0.026	×
東濃西部	県 多 治 見	341	5,069	0.035	93	27.3	482	9.5	0.118	0.052	×	-	-
	瑞 浪	365	5,444	0.034	108	29.6	568	10.4	0.110	0.053	×	0.034	×
	平 均	-	-	0.035	-	28.5	-	-	-	-	-	0.034	-
恵 那 ・ 中津川	恵 那	365	5,436	0.032	63	17.3	251	4.6	0.093	0.046	×	0.032	×
	中 津 川	364	5,411	0.031	64	17.6	239	4.4	0.095	0.046	×	0.030	×
	平 均	-	-	0.032	-	17.5	-	-	-	-	-	0.031	-
下 呂	下 呂	365	5,437	0.032	44	12.1	154	2.8	0.114	0.044	×	0.032	×
飛 騨	高 山	365	5,436	0.031	38	10.4	183	3.4	0.082	0.042	×	0.030	×
乗 鞍		362	5,366	0.039	56	15.5	242	4.5	0.136	0.047	非適用	-	非適用
県 平 均		-	-	0.034	-	21.9	-	-	-	-	-	0.033	-

備考) 1 県環境管理課調べ

2 昼間は、午前5時から午後8時までを示す。

3 環境基準に適合しているとは、1時間値が0.06ppm以下(0.06ppmを超えた時間数がゼロ)であることを示す。

4 県平均に、乗鞍測定局は含まない。

⑤ 一酸化炭素

一酸化炭素は、物の不完全燃焼により生ずるものであり、その発生源は大部分が自動車によるものである。

一酸化炭素について、2測定局で測定した結果は、表2-4-36及び資料17に示すとおりである。年平均値0.2ppmで、環境基準に基づく長期的評価を達成した。

表2-4-36 一酸化炭素の測定結果

測定局名	有効測定 日 数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1 時間値の 8 時間平 均値が 20ppm を 超え た回数とその割合		日平均値が 10ppm を 超えた日数とその割 合		1 時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の 2 % 除 外 値 (ppm)	長期的 評価の 適 否	令和 5 年度	
				回数	%	日	%				年平均値 (ppm)	長期的 評価の 適 否
岐 阜 明 徳 自 排	242	5755	0.2	0	0.0	0	0.0	0.7	0.3	非適用	0.2	○
土 岐 自 排	363	8676	0.2	0	0.0	0	0.0	0.8	0.4	○	0.2	○
県 平 均	-	-	0.2	-	-	-	-	-	-	-	0.2	-

備考) 1 県環境管理課調べ

2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、日平均値が10ppmを超えた日数が、年間を通じて2%以下であることを示す。

⑥ 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質 (PM2.5) とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。発生源としては、ディーゼルエンジン、工場・事業場での燃料の燃焼などからの一次粒子（粒子の形で大気中に排出されたもの）と、ガス状で排出された大気汚染物質が大気中で化学反応により粒子化した二次粒子がある。県内の19測定局で測定した結果は、表2-4-37、資料20及び資料21のとおりである。

長期的評価に基づく環境基準は、すべての測定局で達成した。

また、羽島測定局及び海津測定局において季節ごとに試料採取し、得られた試料の成分分析により微小粒子状物質の実態を把握した。その結果は資料22のとおりである。

表2-4-37 微小粒子状物質(PM_{2.5})の測定結果

地 域	測定局名	有効測定 日 数 (日)	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の 年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 とその割合		長 期 基準の 適 否 適○ 否×	短 期 基準の 適 否 適○ 否×	長期的 評価の 適 否 適○ 否×	令和5年度		
					年 平均 値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の 年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)				長期的 評価の 適 否		
											日	%
岐 阜	岐 阜 中 央	352	9.6	22.5	1	0.3	○	○	○	8.9	20.7	○
	岐 阜 南 部	348	9.4	24.0	1	0.3	○	○	○	9.3	21.6	○
	岐 阜 北 部	350	7.4	18.8	1	0.3	○	○	○	7.1	17.0	○
	各 務 原	355	5.9	18.9	1	0.3	○	○	○	6.0	17.9	○
	本 巢	362	8.1	21.0	2	0.6	○	○	○	7.9	18.1	○
	平 均	－	8.1	－	－	－	－	－	－	7.8	－	－
西 濃 ・ 羽 島	羽 島	363	9.3	23.5	4	1.1	○	○	○	7.4	20.5	○
	大 垣 中 央	363	8.9	21.7	3	0.8	○	○	○	7.1	18.5	○
	平 均	－	9.1	－	－	－	－	－	－	7.3	－	－
西濃南部	海 津	361	7.1	18.6	0	0.0	○	○	○	7.3	18.2	○
揖 斐	揖 斐	363	5.8	17.6	1	0.3	○	○	○	4.0	9.3	○
可 茂	美濃加茂	363	6.2	16.6	0	0.0	○	○	○	7.4	18.2	○
中 濃	関	363	8.4	22.0	2	0.6	○	○	○	8.8	21.4	○
郡 上	郡 上	359	6.3	16.5	0	0.0	○	○	○	6.0	15.1	○
東濃西部	県多治見	267	8.1	18.8	1	0.4	○	○	○	－	－	－
恵 那 ・ 中 津 川	恵 那	359	7.9	17.3	1	0.3	○	○	○	7.5	17.5	○
	中 津 川	363	8.0	18.8	1	0.3	○	○	○	7.9	18.9	○
	平 均	－	8.0	－	－	－	－	－	－	7.8	－	－
下 呂	下 呂	363	5.6	15.0	1	0.3	○	○	○	5.5	13.9	○
飛 騨	高 山	362	7.1	16.2	0	0.0	○	○	○	7.0	15.5	○
県	平 均	－	7.6	－	－	－	－	－	－	7.2	－	－
可 児	自 排	362	9.7	24.0	2	0.6	○	○	○	6.0	16.7	○
土 岐	自 排	360	10.4	21.8	1	0.3	○	○	○	6.3	17.4	○

備考) 1 県環境管理課調べ

- 2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、有効測定日数が年間250日以上あり、年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり(長期基準)、かつ、日平均値の年間98%値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下である(短期基準)ことを示す。
- 3 県平均に、自動車排出ガス測定局は含まない。

⑦ 非メタン炭化水素

炭化水素の中でも、特に非メタン炭化水素は光化学オキシダントの生成に深い関係があり、その多くは石油・石油化学製品を取り扱う工場・事業場や自動車から排出される。

炭化水素について、2測定局で測定した結果は、表2-4-38及び資料18のとおりである。

非メタン炭化水素の午前6時から9時までの3時間測定値の年平均値は岐阜南部測定局で0.08ppmC、本巣測定局で0.07ppmCであった。昭和51年8月17日中央公害対策審議会答申の指針値に照らしてみると、0.20ppmCを超えた日は、岐阜南部測定局で8日(2.2%)、本巣測定局で2日(0.5%)、0.31ppmCを超えた日は岐阜南部測定局で2日(0.5%)、本巣測定局で2日(0.5%)であった。

表2-4-38 炭化水素の測定結果

測定局名	測定項目	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9 時測定 日 数 (日)	6～9時3時間平均値			6～9時3時間平 均値が0.20ppmCを 超えた日数とその 割合		6～9時3時間平 均値が0.31ppmCを 超えた日数とその 割合		令和5年度	
					年平均値 (ppmC)	最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	日	%	日	%	年平均値 (ppmC)	6～9時 3時間平 均値の年 平均値 (ppmC)
岐阜南部	非メタン	5,961	0.08	252	0.08	0.70	0.00	8	2.2	2	0.5	0.08	0.08
	メ タ ン	5,961	1.99	252	2.00	2.21	1.87	—	—	—	—	2.00	2.00
	全 炭 化 水 素	5,961	2.07	252	2.08	2.73	1.91	—	—	—	—	2.08	2.08
本巢	非メタン	8,380	0.07	351	0.07	0.35	0.02	2	0.5	2	0.5	0.07	0.08
	メ タ ン	8,379	2.02	351	2.03	2.52	1.87	—	—	—	—	2.03	2.04
	全 炭 化 水 素	8,379	2.09	351	2.11	2.64	1.92	—	—	—	—	2.10	2.12

備考) 1 県環境管理課調べ

2 午前6時から9時までの3時間の測定値の平均値を示す。

3 指針値：光化学オキシダントの環境基準である1時間値0.06ppmに対する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

ウ 有害大気汚染物質の状況<環境管理課>

科学技術の進展により、化学物質の開発・利用が盛んになり、多様な有害化学物質が大気環境中から検出されるようになっており、これらの物質の低濃度での長期暴露による発がん性等の健康影響が問題になっていることから、国が示す「有害大気汚染物質」のうち「優先取組物質」について監視を実施している。

一般環境地域3地点及び沿道地域2地点の計5地点において、ベンゼン、トリクロロエチレン等有害大気汚染物質のモニタリング調査を行った結果は、表2-4-39のとおりである。

ベンゼン等4物質については環境基準が、アクリロニトリル等11物質については指針値が設定されている（資料10）。

表2-4-39 有害大気汚染物質の測定結果（年平均値）

（令和6年度）

（単位：水銀、ニッケル、ひ素、ベリリウム、ベンゾ[a]ピレン、マンガン、クロム ng/m³、それ以外 μg/m³）

測定物質	測定地点	一般環境地域			沿道地域		環境基準 又は指針値 (年平均値)
		大垣市 (大垣消防組合 中消防署分駐所)	岐阜市 (中央測定局)	岐阜市 (北部測定局)	土岐市 (土岐自排局)	岐阜市 (明德測定局)	
ア ク リ ロ ニ ト リ ル		0.015	0.0036	0.0032			2
ア セ ト ア ル デ ヒ ド		2.1	2.2	1.8	2.0	1.7	120
塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー		0.026	0.028	0.025			10
塩 化 メ チ ル		1.3	1.3	1.3			94
ク ロ ロ ホ ル ム		0.16	0.17	0.17			18
酸 化 エ チ レ ン		0.046	0.048	0.048			
1,2-ジクロロエタン		0.14	0.11	0.11			1.6
ジ ク ロ ロ メ タ ン		0.93	1.0	0.92			150
水 銀 及 び そ の 化 合 物		1.5	1.4	1.5			40
ト ル エ ン		2.6	3.0	2.2	2.7	2.7	
テトラクロロエチレン		0.061	0.050	0.070			200
トリクロロエチレン		0.25	0.21	0.49			130
ニ ッ ケ ル 化 合 物		1.4	0.0014	0.0013			25
ひ 素 及 び そ の 化 合 物		0.61	0.48	0.55			6
1,3-ブタジエン		0.039	0.042	0.031	0.070	0.044	2.5

測定地点 測定物質	一般環境地域			沿道地域		環境基準 又は指針値 (年平均値)
	大垣市 (大垣消防組合 中消防署分駐所)	岐阜市 (中央測定局)	岐阜市 (北部測定局)	土岐市 (土岐自排局)	岐阜市 (明德測定局)	
ベリリウム及びその化合物	0.0060	0.016	0.020			
ベンゼン	0.56	0.54	0.45	0.72	0.55	3
ベンゾ[a]ピレン	0.098	0.055	0.061	0.082	0.064	
ホルムアルデヒド	2.5	2.5	2.2	2.0	2.2	
マンガン及びその化合物	10	14	15			140
クロム及び三価クロム化合物	1.3	1.5	1.3			
六価クロム化合物	0.17	0.13	0.13			
実施主体	県	岐阜市	岐阜市	県	岐阜市	

備考) 1 県環境管理課調べ

2 環境基準又は指針値の欄において、斜体字は指針値であることを示す。

エ 規制措置<環境管理課>

工場・事業場から発生する大気汚染物質及び自動車排出ガスについては、「大気汚染防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づき次のような規制措置を実施している。

① ばい煙

「大気汚染防止法」では、ボイラー、乾燥炉をはじめ、32種類のばい煙発生施設に対して硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の排出基準を定め規制している。

「岐阜県公害防止条例」においては、法律による規制の対象外となるオガライトの製造の用に供する乾燥炉など3種類のばい煙発生施設に対して、ばいじん及び有害物質の排出基準を定め規制している。

<硫黄酸化物>

「大気汚染防止法」による硫黄酸化物の排出規制は、K値規制である。次式のように、拡散理論式を用いて煙突による拡散効果を入れた許容排出量が定められる。

$$q = K \times 10^{-3} \text{He}^2$$

q：硫黄酸化物許容排出量 (Nm³/h)

K：K値 (地域ごとに定められる定数)

He：有効煙突高 (m)

拡散理論では、地表最大濃度は煙突からの汚染物質の排出量に比例し有効煙突高の二乗に反比例することから、有効煙突高を高くすれば排出量が大きくなっても地表濃度は上がらない。K値は地表最大濃度に関するパラメーターであり (最大着地濃度の約584倍の関係がある)、「大気汚染防止法施行規則」により地域ごとに定められ、K値が小さいほど厳しい規制となっている。

昭和43年12月以降8次にわたり規制が強化されており、本県におけるK値は11.5及び17.5を適用する。

<ばいじん>

「大気汚染防止法」によるばいじんの排出規制は、ばい煙発生施設に対して施設の種類、規模ごとに排出口濃度を規制している。

「岐阜県公害防止条例」においては、法規制による対象外のオガライトの製造の用に供する乾燥炉について排出口濃度を規制している。

<有害物質>

「大気汚染防止法」では、①カドミウム及びその化合物、②塩素及び塩化水素、③弗素、弗化水素及び弗化珪素、④鉛及びその化合物、⑤窒素酸化物を有害物質として指定し、これらの物質を含有する燃原料を使用しているばい煙発生施設に対し、有害物質の種類ごとに排出口濃度を規制している。このうち窒素酸化物については、昭和48年8月以降5次にわたり規制の強化が図られている。

「岐阜県公害防止条例」においては、活性炭反応炉等2施設に係る亜鉛等2物質について排出口濃度を規制している。

② 粉じん

＜一般粉じん＞

「大気汚染防止法」では、一定規模以上のコークス炉、堆積場等5施設について構造等に関する基準を定め規制している。

「岐阜県公害防止条例」においては、樹脂加工等7種類の一般粉じん発生施設に対して、特定物質の排出基準を定め規制し、コンベア等14種類の一般粉じん発生施設及び吹付塗装作業については、構造等に関する基準を定め規制している。

③揮発性有機化合物

「大気汚染防止法」では、乾燥施設、塗装施設をはじめ、9種類の揮発性有機化合物排出施設に対して揮発性有機化合物の量の排出基準を定め規制している。

④水銀

「大気汚染防止法」では、石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属製造施設、廃棄物焼却設備、セメントクリンカー製造施設に対して水銀の排出基準を定め規制している。

オ 発生源の監視指導等＜環境管理課＞

「大気汚染防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づくばい煙発生施設の届出状況は、資料24のとおりで、「大気汚染防止法」の適用を受けるばい煙発生施設を設置している工場・事業場数は1,573件、VOC排出施設を設置している工場・事業場数は23件、粉じん発生施設を設置している工場・事業場数は281件、水銀排出施設を設置している工場・事業場数は54件である。また、「岐阜県公害防止条例」の適用を受けるばい煙発生施設を設置している工場・事業場数は7件、粉じん発生施設を設置している工場・事業場数は942件である。

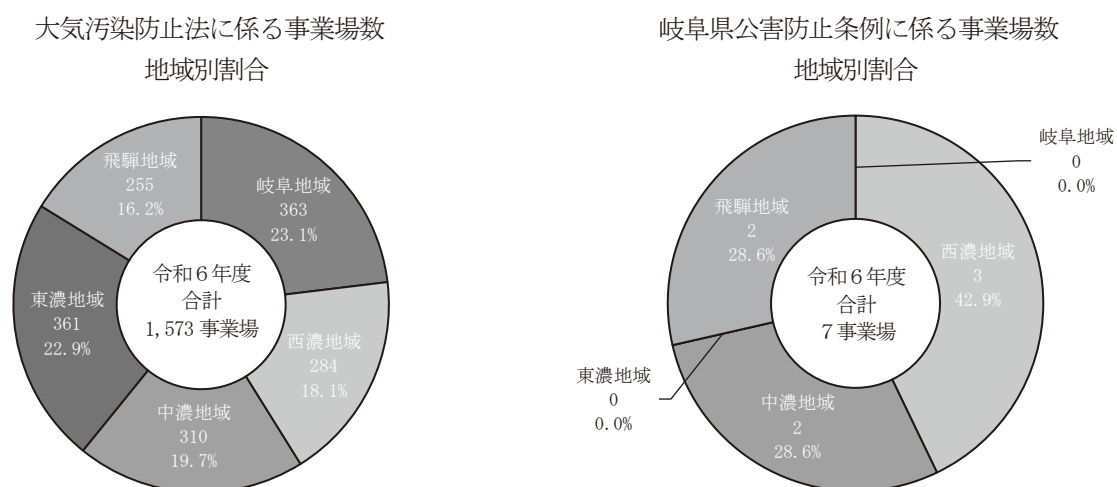
これらを地域別にみると岐阜地域が最も多く、次に東濃地域、中濃地域、西濃地域、飛騨地域の順となっている。また、ばい煙発生施設を種類別にみるとボイラーが2,126施設(59.3%)、次いでディーゼル機関が531施設(14.8%)となっている。

これらの工場・事業場に対して立入検査を行い、施設の維持管理状況、排出基準の遵守状況等について監視指導を実施し、必要に応じてばい煙またはVOCを測定した。令和6年度の立入検査等は、延べ398件について実施した。

さらに、大規模なばい煙発生施設等を設置しようとする事業者には、「岐阜県公害防止条例」の第12条の2の規定により、「大気汚染防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づく届出の前に知事に対する協議を求めている。

図2-4-24 地域別のばい煙発生施設設置工場・事業場数

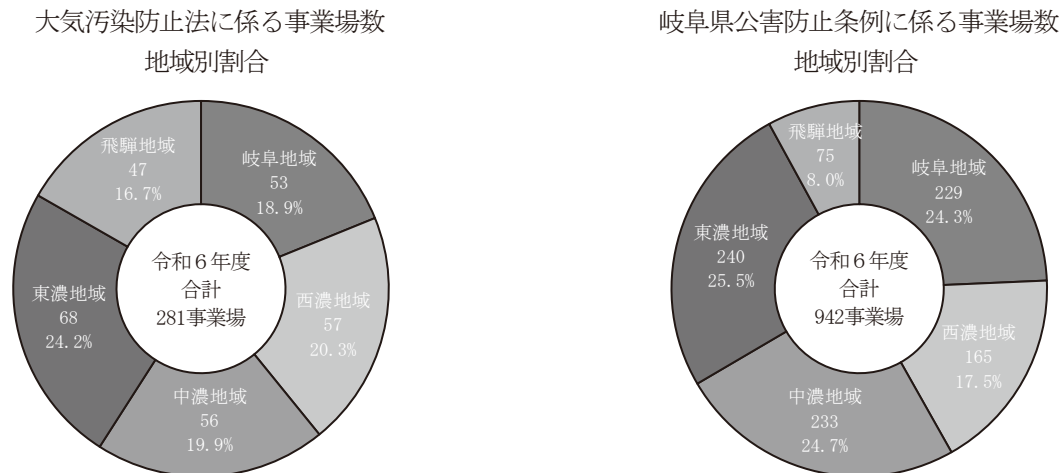
(令和7年3月末現在)



備考) 県環境管理課調べ

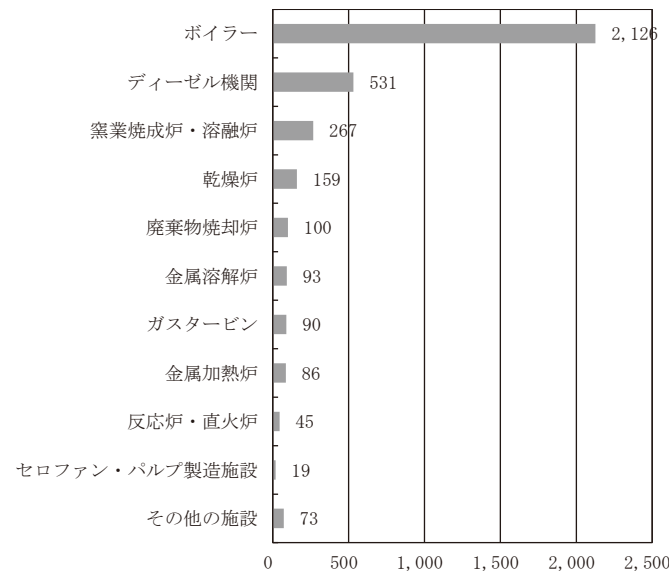
図2-4-25 地域別の粉じん発生施設設置工場・事業場数

(令和7年3月末現在)



備考) 県環境管理課調べ

図2-4-26 ばい煙発生施設数 (令和7年3月末現在)



備考) 県環境管理課調べ

表2-4-40 工場・事業場に対する立入検査等の実施状況

(令和6年度)

区 分		件 数
工場・事業場の立入検査		398
ばい煙測定等の行政検査		5
行政指導・処分	改善勧告	0
	注意	0

備考) 県環境管理課調べ 県及び岐阜市実施分

カ アスベスト対策<環境管理課>

「大気汚染防止法」では、特定粉じんとして石綿（アスベスト）が指定され、特定粉じん排出等作業現場の立入、周辺環境測定による監視を行っている。

平成8年5月の「大気汚染防止法」改正により、「特定粉じん排出等作業」が規定され、作業基準が設けられた。

平成18年3月1日には、「大気汚染防止法」による特定粉じん発生等作業に係る建築物の規模要件が撤廃され全ての建築物が規制の対象とされた。

同2月10日「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」が公布され、特定粉じん排出等作業の対象に建築物のみでなく工作物も規制の対象とされた。

令和3年4月1日からは、「特定粉じん排出等作業」において、石綿含有成形板等が新たに規制の対象に追加され、石綿を含有するすべての建築材料について規制対象とされた。

令和4年4月1日からは、一定の条件を満たす解体等工事について、石綿の事前調査結果の県への報告が義務付けられた。

令和5年10月1日からは、建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際は、有資格者（建築物石綿含有建材調査者等）による事前調査の実施が義務付けられた。

令和6年度の立入状況及び測定結果は表2-4-41及び表2-4-42のとおりである。

表2-4-41 岐阜市及び県事務所等特定粉じん排出等作業現場等立入状況 (令和6年度)

地 域	岐 阜	西 濃	揖 斐	中 濃	可 茂	東 濃	恵 那	飛 騨	合 計
合計(件)	59	20	3	24	8	13	5	35	167

備考) 県環境管理課調べ (県及び岐阜市実施分)

表2-4-42 特定粉じん排出等作業現場周辺測定結果 (令和6年度)

測定場所	測定日	総繊維数【本/リットル】	アスベスト繊維数【本/リットル】
郡 上 市	令和6年7月25日	0.22～0.34	—
土 岐 市	令和6年8月19日	0.17～0.45	—
本 巢 市	令和6年10月10日	0.056未満～0.056	—
中津川市	令和6年11月5日	0.10未満	—
揖斐川町	令和6年12月9日	0.056未満～0.056	—
高 山 市	令和6年12月12日	0.056未満～0.085	—
大 垣 市	令和7年1月17日	0.10未満	—
可 児 市	令和7年1月24日	0.056～0.22	—

備考) 1 県環境管理課調べ

2 総繊維数が1本/リットルを超えた現場については、総繊維数中のアスベストの有無について分析検査を実施している。

(2) フロン類回収の推進<環境管理課>

オゾン層保護及び地球温暖化防止のため、オゾン層破壊等の原因物質となるフロンを適正に回収・処理し、大気中への放出を抑制することが必要である。フロンには、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）及びHFC（ハイドロフルオロカーボン）があり、現在までに生産の禁止等の施策がとられてきた。しかし、過去に生産されたものが、家庭用冷蔵庫、カーエアコン等の機器の中に充填された形で相当量が残されていることから、機器が廃棄される際に、いかにその回収・処理を進めるかが大きな課題となっている。

このために定められた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（フロン回収破壊法：平成14年10月施行）により、県では第一種フロン類回収業登録事務等を実施した。また、平成18年6月に法改正（平成19年10月施行）があり、機器廃棄時の行程管理制度が導入されるとともに、整備時のフロン回収が義務付けられた。

しかし、フロン類の回収率は3割台で推移し、冷凍空調機器の設備不良や経年変化により、想定以上に使用時漏えいが生じていることが判明した。このため、平成25年6月にフロン回収破壊法が改正され、フロン類の製造から廃棄までライフサイクル全体で包括的な対策を実施するよう「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」が公布、平成27年4月1日から施行された。管理者による機器の点検、漏えい量の報告等が、また、充てんに係る業の登録、充てん回収証明書の交付等が義務付けられ、各地で説明会を開催し、法の周知を図った。

なお、第一種フロン類充填回収業登録事業者数は、令和7年3月末日現在、1,190件である。

一方、フロン類の問題を啓発し、社会全体のフロン類の認知度を高め、フロン類の排出防止、回収促進を進めるため、法律をわかりやすくまとめたパンフレットやリーフレットを第一種特定製品管理者や第一種フロン類充填回収業者に配布している。

(3) 放射性物質への対策

ア 放射性物質の測定＜環境管理課＞

県では、原子力規制庁から「環境放射能水準調査」の業務委託を受け、環境中の放射能レベルを把握するため、平成2年度から放射線量や放射性物質の測定を行っている。

その一環として空間放射線量を測定するためのモニタリングポストを、平成2年度から岐阜市に設置し、平成11年度からは各務原市内の保健環境研究所に移設して測定してきたが、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、県内のモニタリングポストを増設し、平成24年3月には県内10箇所において測定ができる体制を整え、さらに平成25年3月に揖斐川坂内測定局、平成26年1月に関ヶ原町役場のモニタリングポストを追加整備し、県内12箇所での測定を実施している。モニタリングポストによる測定結果は表2-4-43のとおりである。

また、環境試料中の放射性物質（放射性核種）について、降下物（表2-4-44）等の測定を実施している。
なお、検査結果は本県ホームページにて随時公表している。

表2-4-43 モニタリングポストによる空間放射線量測定結果

(単位：μSv/h)

		R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3
各務原市	最大	0.084	0.076	0.084	0.078	0.084	0.082	0.078	0.070	0.074	0.080	0.079	0.090
	最小	0.060	0.059	0.060	0.059	0.059	0.059	0.059	0.060	0.060	0.059	0.060	0.059
	平均	0.062	0.062	0.062	0.062	0.062	0.062	0.062	0.062	0.062	0.062	0.062	0.062
揖斐川町	最大	0.084	0.100	0.111	0.102	0.106	0.092	0.086	0.074	0.075	0.082	0.082	0.076
	最小	0.057	0.056	0.057	0.057	0.055	0.055	0.056	0.053	0.049	0.048	0.045	0.049
	平均	0.060	0.060	0.061	0.060	0.060	0.060	0.060	0.059	0.054	0.053	0.053	0.052
多治見市	最大	0.078	0.082	0.092	0.084	0.078	0.093	0.095	0.075	0.077	0.079	0.082	0.086
	最小	0.061	0.061	0.060	0.061	0.061	0.060	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061
	平均	0.063	0.063	0.064	0.064	0.063	0.063	0.064	0.064	0.064	0.064	0.064	0.064
高山市	最大	0.106	0.106	0.119	0.111	0.124	0.116	0.113	0.108	0.106	0.111	0.107	0.108
	最小	0.076	0.077	0.078	0.076	0.079	0.077	0.076	0.077	0.075	0.071	0.059	0.072
	平均	0.081	0.081	0.082	0.081	0.083	0.082	0.082	0.081	0.081	0.079	0.071	0.080
岐阜市	最大	0.079	0.076	0.091	0.085	0.090	0.088	0.076	0.071	0.073	0.089	0.088	0.087
	最小	0.053	0.054	0.053	0.054	0.055	0.053	0.055	0.055	0.055	0.054	0.054	0.054
	平均	0.058	0.058	0.058	0.058	0.058	0.058	0.059	0.059	0.059	0.059	0.059	0.059
大垣市	最大	0.090	0.084	0.101	0.087	0.081	0.098	0.089	0.074	0.089	0.089	0.093	0.093
	最小	0.057	0.057	0.057	0.058	0.057	0.058	0.057	0.058	0.058	0.057	0.056	0.057
	平均	0.060	0.060	0.061	0.061	0.062	0.061	0.061	0.060	0.061	0.060	0.060	0.060
美濃市	最大	0.076	0.091	0.108	0.098	0.082	0.093	0.085	0.075	0.084	0.089	0.087	0.099
	最小	0.054	0.054	0.055	0.054	0.054	0.054	0.054	0.055	0.055	0.052	0.044	0.054
	平均	0.058	0.058	0.060	0.060	0.062	0.059	0.060	0.059	0.059	0.059	0.058	0.059
郡上市	最大	0.081	0.098	0.089	0.096	0.108	0.087	0.082	0.083	0.087	0.085	0.089	0.084
	最小	0.057	0.057	0.057	0.057	0.057	0.057	0.057	0.057	0.057	0.051	0.037	0.052
	平均	0.060	0.060	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061	0.063	0.061	0.049	0.061
恵那市	最大	0.092	0.089	0.112	0.103	0.093	0.107	0.101	0.097	0.084	0.092	0.103	0.129
	最小	0.070	0.070	0.069	0.069	0.070	0.070	0.070	0.071	0.068	0.066	0.066	0.068
	平均	0.074	0.074	0.074	0.074	0.075	0.074	0.075	0.075	0.074	0.074	0.074	0.074
下呂市	最大	0.103	0.124	0.125	0.111	0.178	0.107	0.106	0.095	0.094	0.103	0.100	0.103
	最小	0.081	0.082	0.082	0.082	0.081	0.082	0.081	0.080	0.079	0.074	0.070	0.078
	平均	0.085	0.085	0.087	0.087	0.086	0.086	0.085	0.084	0.082	0.080	0.078	0.082

		R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3
揖斐川町坂内	最大	0.123	0.152	0.172	0.123	0.118	0.115	0.122	0.122	0.125	0.102	0.109	0.106
	最小	0.096	0.096	0.097	0.096	0.097	0.097	0.096	0.095	0.070	0.062	0.053	0.055
	平均	0.100	0.100	0.102	0.102	0.102	0.101	0.100	0.100	0.099	0.072	0.064	0.070
関ヶ原町	最大	0.092	0.095	0.116	0.097	0.091	0.099	0.092	0.084	0.104	0.103	0.101	0.100
	最小	0.067	0.069	0.070	0.070	0.070	0.070	0.070	0.071	0.070	0.065	0.062	0.070
	平均	0.070	0.071	0.073	0.072	0.072	0.072	0.072	0.072	0.073	0.072	0.072	0.073

備考) 1 県環境管理課調べ

2 揖斐川町、多治見市、高山市においては、平成23年10月20日から測定開始。

岐阜市、大垣市、美濃市、郡上市、恵那市、下呂市においては、平成24年3月15日から測定開始。

揖斐川町坂内においては、平成25年3月27日から測定開始。

関ヶ原町においては、平成26年1月29日から測定開始。

3 揖斐川町坂内においては、令和6年2月21日から測定機器を更新し、測定機器の種類をNaIシンチレーション式検出器から電離箱検出器に変更。

表2-4-44 月間降下物の放射性核種分析結果

検体期間	測定日	測定結果 (MBq/km ²)			備考
		ヨウ素131 (I-131)	セシウム134 (Cs-134)	セシウム137 (Cs-137)	
令和6年4月1日～令和6年5月1日	5月14日	検出されず (0.26)	検出されず (0.093)	検出されず (0.094)	令和6年4月分(30日)
令和6年5月1日～令和6年6月3日	6月14日	検出されず (0.22)	検出されず (0.077)	検出されず (0.070)	令和6年5月分(33日)
令和6年6月3日～令和6年7月1日	7月16日	検出されず (0.30)	検出されず (0.075)	検出されず (0.065)	令和6年6月分(28日)
令和6年7月1日～令和6年8月1日	8月9日	検出されず (0.16)	検出されず (0.073)	検出されず (0.061)	令和6年7月分(31日)
令和6年8月1日～令和6年9月2日	9月18日	検出されず (0.30)	検出されず (0.079)	検出されず (0.063)	令和6年8月分(32日)
令和6年9月2日～令和6年10月1日	10月8日	検出されず (0.13)	検出されず (0.074)	検出されず (0.063)	令和6年9月分(29日)
令和6年10月1日～令和6年11月1日	11月12日	検出されず (0.20)	検出されず (0.072)	検出されず (0.068)	令和6年10月分(31日)
令和6年11月1日～令和6年12月2日	12月10日	検出されず (0.15)	検出されず (0.077)	検出されず (0.068)	令和6年11月分(31日)
令和6年12月2日～令和7年1月6日	1月10日	検出されず (0.10)	検出されず (0.077)	検出されず (0.061)	令和6年12月分(35日)
令和7年1月6日～令和7年2月3日	2月10日	検出されず (0.13)	検出されず (0.074)	検出されず (0.065)	令和7年1月分(28日)
令和7年2月3日～令和7年3月3日	3月11日	検出されず (0.16)	検出されず (0.083)	検出されず (0.067)	令和7年2月分(28日)
令和7年3月3日～令和7年4月1日	4月8日	検出されず (0.15)	検出されず (0.075)	検出されず (0.069)	令和7年3月分(29日)

備考) 県環境管理課調べ

*採取場所：岐阜県保健環境研究所（各務原市那加不動丘1-1）屋上

*降下物：大気中から降下したちりや雨水など

*MBq/km²「メガベクレル毎平方キロメートル」=Bq/m²「ベクレル毎平方メートル」

*（ ）は検出下限値

イ 県内で生産される農畜水産物の放射性物質モニタリング検査＜農産園芸課＞

県民・消費者の県内産農畜水産物に対する不安感を払拭するため、平成23年10月「農畜水産物の放射性物質モニタリング検査事業実施要領」を制定し、本県内で生産される主要な農畜水産物について、平成23年11月28日から放射性物質のモニタリング検査を開始した。

令和6年度においては、厚生労働省による食品中に含まれる放射性物質の新基準値に対応し、原乳・茶は精密検査機器（ガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法）、作物・野菜・果樹・牛肉・魚類等については簡易検査機器（NaI（TI）シンチレーションスペクトロメータによる方法）にて、6品目、16検体を検査したところ、結果はいずれも放射性セシウムは不検出（検出限界値：精密検査約2Bq/kg未満、簡易検査25Bq/kg未満）であった。

なお、検査結果は本県ホームページにて随時公表している。

2 騒音・振動・悪臭の防止

(1) 騒音の状況

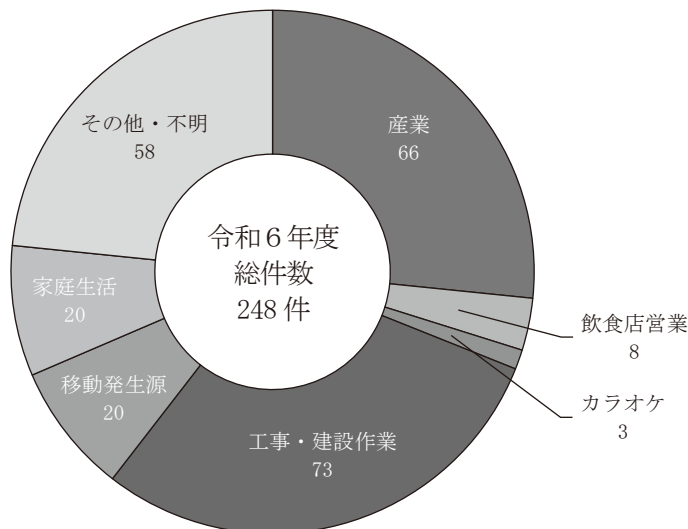
ア 概況＜環境管理課＞

騒音公害は、各種公害の中でも日常生活に関係が深いものであり、その発生源は製造事業所、建設業をはじめ、自動車、航空機などの交通機関や飲食店、家庭生活など多種多様である。

令和6年度の騒音に関する苦情件数は248件であり、図2-4-27のとおり、工事・建設作業に起因するものが約30%、産業に起因するものが約27%、移動発生源、家庭生活に起因するものがそれぞれ約8%となっている。

これらの騒音の防止対策としては、発生源に対する立入検査や指導などが行われている。

図2-4-27 騒音に関する苦情の発生源別内訳



備考) 県環境管理課調べ

イ 環境騒音の定点観測調査＜環境管理課＞

○ 道路に面する地域以外の地域（以下「一般地域」という。）

令和6年度の測定結果は表2-4-45及び資料36のとおりで、環境基準達成率は、類型Aでは88.9%、類型Bでは93.1%、類型Cでは95.3%であった。また、全体の環境基準達成率は93.0%（昼間）であった。

表2-4-45 一般地域における環境基準達成率

（環境基準達成率：％）

区分	類型A	類型B	類型C
令和4年度	100	93.1	100
令和5年度	96.4	94.4	100
令和6年度	88.9	93.1	95.3

備考) 1 県環境管理課調べ

2 類型A：専ら住居の用に供される地域

類型B：主として住居の用に供される地域

類型C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

○ 道路に面する地域

道路に面する地域については、住居等のうち騒音のレベルが基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価する「面的評価」を平成17年度から実施している。

令和6年度は、901区間の面的評価を実施し、測定結果は、全体(61,998戸)のうち、昼間(6時～22時)及び夜間(22時～6時)とも環境基準を達成したのは58,152戸(93.8%)であった。

表2-4-46 道路に面する地域における環境基準達成率

(環境基準達成率：%)

区分	昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
令和4年度	95.1	1.2	1.3	2.4
令和5年度	93.8	1.0	2.0	3.2
令和6年度	93.8	1.0	1.9	3.3

備考) 1 県環境管理課調べ

2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合がある。

○ 航空機騒音

本県には、航空自衛隊が使用している岐阜飛行場が各務原市内にあり、航空機の離着陸等に伴い発生する騒音が生活環境に影響を与えている。

このため県は、昭和54年に岐阜飛行場の周辺地域(岐阜市、各務原市、岐南町、笠松町)の2市2町約93km²について、「航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定」を行い、その達成・維持状況を把握するための定点観測調査を県及び各市で行っている。

令和6年度の測定結果は、環境基準達成率が80.0%となっている。

表2-4-47 航空機騒音の環境基準達成率

(環境基準達成率：%)

区分	全体	類型Ⅰ	類型Ⅱ
令和4年度	80.0	50.0	87.5
令和5年度	70.0	50.0	75.0
令和6年度	80.0	50.0	87.5

備考) 1 県環境管理課調べ

2 類型Ⅰの地域は、専ら住居の用に供される地域、類型Ⅱの地域は類型Ⅰ以外の地域で、通常の生活を保全する必要がある地域である。

○ 新幹線鉄道騒音

本県の南西部(大垣市、羽島市、垂井町、関ヶ原町、安八町)を東海道新幹線鉄道が通過(約31km)しており、列車の高速走行に伴い発生する騒音等が沿線地域の生活環境に影響を与えている。

このため県は、昭和52年4月、沿線地域2市3町の約22km²について、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定」を行い、その達成・維持状況を把握するための定点観測調査を行っている。

令和6年度の測定結果は、環境基準達成率が50.0%となっている。

表2-4-48 新幹線鉄道騒音の環境基準達成率

(環境基準達成率：%)

区分	全体	類型Ⅰ	類型Ⅱ
令和4年度	45.0	31.3	100.0
令和5年度	50.0	37.5	100.0
令和6年度	50.0	37.5	100.0

備考) 1 県環境管理課調べ

2 類型Ⅰの地域は、専ら住居の用に供される地域、類型Ⅱの地域は類型Ⅰ以外の地域で、商工業の用に供される地域である。

3 軌道中心線からの距離が、25mの地点で測定をしている。

ウ 工場騒音の状況＜環境管理課＞

工場・事業場の事業活動に伴って発生する騒音を防止するため、騒音から人の健康を保護し生活環境を保全する必要がある地域を指定し、この指定地域内にある特定施設を有する工場・事業場（以下この節において「特定工場等」という。）について「騒音規制法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づき規制を行っている。

県内の特定工場等の数は、表2-4-49及び資料39のとおり13,174工場であり、その36.0%が岐阜地域に集中し、次いで中濃地域、東濃地域の順となっている。また、これらを特定施設別にみると75,988施設あり、県全体としては空気圧縮機及び送風機が一番多く、次いで岐阜地域では織機、西濃地域、中濃地域では金属加工機械、東濃地域では土石用又は鉱物用の破碎機等、飛騨地域では木材加工機械の施設がそれぞれ多い。

表2-4-49 騒音に係る特定工場等の届出状況

(令和7年3月末現在)

適用区分	地域名	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	計
騒音規制法		2,800	1,532	1,440	1,410	592	7,774
岐阜県公害防止条例		1,940	888	1,276	1,072	224	5,400
計		4,740	2,420	2,716	2,482	816	13,174

備考) 県環境管理課調べ

エ 建設作業騒音の状況＜環境管理課＞

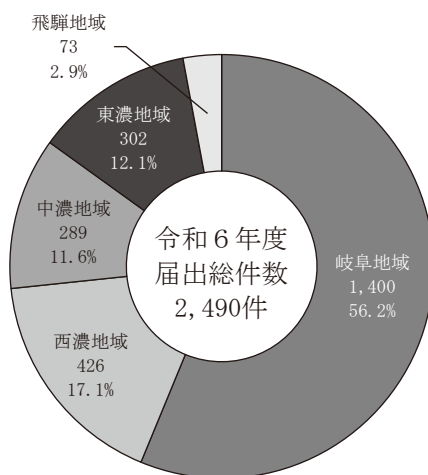
ビル建設や大規模工事の増加及び建設機械の大型化などにより、建設作業に伴い発生する騒音が作業現場の周辺地域に影響を及ぼすことが懸念されている。

この騒音を防止するため、「騒音規制法」により住民の生活環境を保全する地域を指定し、指定地域内で行われるくい打ち機等を使用する作業など8種類の建設作業について規制を行っている。

なお、令和6年度は、県内で2,490件の特定建設作業の届出があった。地域別にみると図2-4-28のとおり、岐阜地域が最も多く全体の56.2%を占め、次いで西濃地域の17.1%となっている。

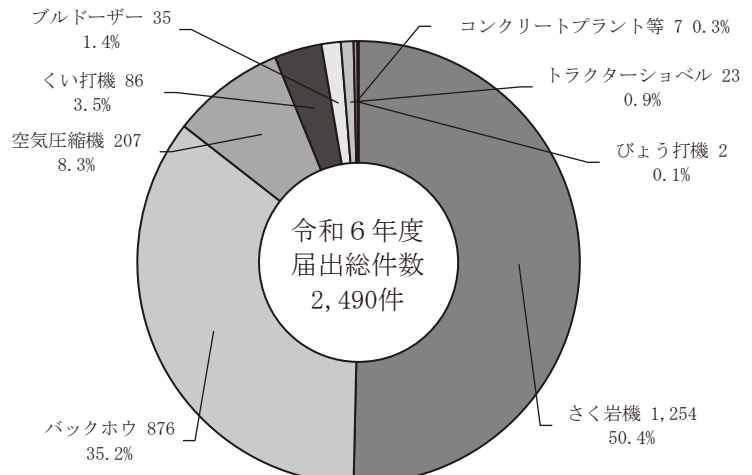
また、種類別にみると、図2-4-29のとおり、さく岩機を使用する作業が最も多く全体の50.4%を占め、次いでバックホウを使用する作業が35.2%となっている。

2-4-28 騒音に係る特定建設作業の地域別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

図2-4-29 騒音に係る特定建設作業の種類別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

オ 交通管理＜警察本部交通規制課＞

当県は、免許保有者（人口比）が全国11位（1.38人に1人）、自動車保有状況（人口比）が全国16位（1.13人に1台）（令和6年）と高位置にある中、県内の主要幹線道路における交通量は多く、朝夕を中心に恒常的に交通渋滞が発生するなど、自動車交通に起因する騒音、振動が発生している。

これらを防止するため、人口集中地区では、生活道路において警察、自治体、道路管理者等が連携して「ゾー

ン30」及び「ゾーン30プラス」を設定し、ゾーン内の速度抑制を図るほか、ゾーン外の生活道路においても、地域の特性に応じて、一方通行、大型自動車等通行禁止、最高速度制限、指定方向外進行禁止等の各種規制を組み合わせ、通過交通の減少や走行速度の低下を促し、騒音や振動のない良好な生活環境の実現を図っている。

さらに、路線バス等優先通行帯、駐車禁止等の交通規制を実施し、公共輸送機関の利用促進と通行の円滑化を図ることにより、交通総量の抑制を図っている。

交通管制センターでは、道路上の車両感知器や光ビーコンからの交通情報を収集・分析して信号機を集中制御することにより、交差点における発進・停止回数を減少させるとともに、交通渋滞などの交通情報を交通情報板やカーナビ（VICS対応）などでドライバーに提供を行い、交通渋滞を緩和し、排出ガスの削減や騒音等の防止を図っている。

令和6年度末現在における交通管制エリアは、岐阜市、各務原市、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、大垣市、安八町、輪之内町、瑞穂市、本巣市、北方町、山県市、郡上市、関市、美濃市、美濃加茂市、坂祝町、可児市、御嵩町、多治見市、土岐市、瑞浪市、中津川市、恵那市及び高山市で合計253.6km²である。

(2) 振動の状況<環境管理課>

ア 概況

振動公害は騒音公害と類似した特性があり、主として心理的、感覚的な影響が強く、その及ぶ範囲も一般に発生源周辺に限られる。また、振動と騒音とは同一の発生源から同時に発生することが多い。

令和6年度の苦情件数は24件であり、資料9のとおりであった。

これらの振動の防止対策としては、発生源に対する立入検査や指導などが行われている。

イ 工場振動の状況

工場・事業場の事業活動に伴って発生する振動を防止するため、振動から人の健康を保護し生活環境を保全する必要のある地域を指定し、この指定地域内にある特定施設を有する工場・事業場（以下この節において「特定工場等」という。）について、「振動規制法」に基づき規制を行っている。

県内の特定工場等の数は、表2-4-50及び資料40のとおり5,981工場であり、その39.6%が岐阜地域に集中し、次いで西濃地域、中濃地域の順となっている。

また、「振動規制法」に基づく特定工場等を特定施設の種類の別みと、繊維関係の工場又は施設が最も多く、岐阜地域及び西濃地域に集中している。

表2-4-50 振動に係る特定工場の届出件数

(令和7年3月末現在)

地域名 適用区分	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	計
振動規制法	2,366	1,485	981	913	236	5,981

備考) 県環境管理課調べ

ウ 建設作業振動の状況

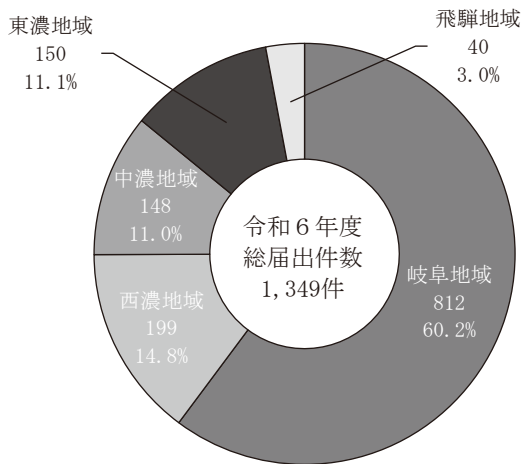
建設作業に伴い発生する振動については、工事の規模や建設機械の大型化などにより影響範囲が広がっている。建設作業は一般に短期間で完了することが多いが、騒音と異なり建物・家屋等に被害が残ることがあるため問題が生じやすい。

この振動を防止するため、「振動規制法」により住民の生活環境を保全する地域を指定し、指定地域内で行われるくい打ち機等を使用する作業など4種類の建設作業について規制を行っている。

なお、令和6年度は県内で1,349件の特定建設作業の届出があり、これを地域別にみると図2-4-30のとおり岐阜地域が最も多く全体の60.2%を占め、次いで西濃地域の14.8%となっている。

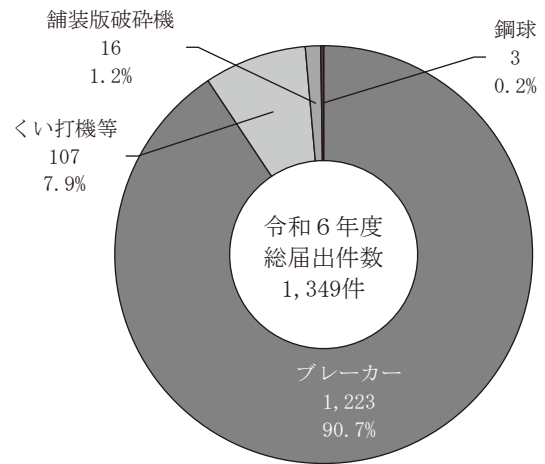
また、種類の別みと、図2-4-31のとおり、ブレーカーを使用する作業が最も多く全体の90.7%を占め、次いでくい打機等を使用する作業が7.9%となっている。

図2-4-30 振動に係る特定建設作業の地域別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

図2-4-31 振動に係る特定建設作業の種類別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

(3) 悪臭の状況<環境管理課>

ア 概況

悪臭は、人の感覚に直接知覚されるもので個人差が著しく、発生源は製造業や畜産業など多種多様である。また、悪臭公害のほとんどは低濃度の複合臭によるものであり、規制については非常に難しい面がある。

令和6年度の悪臭に関する苦情件数は226件（資料9）であり、焼却によるものが全体の約46%、産業に起因するものが約8%、家庭生活に起因するものが約5%となっている。

イ 工場・事業場の状況

悪臭は多種多様な発生源が考えられ、またその発生源について、「悪臭防止法」に届出制度がないことから、悪臭に関連する工場・事業場の対象数は把握できない。苦情の状況等からみると、製造業では塗装関連業、化学工場が悪臭に関連する工場・事業場、農業については畜産業に係るものがほとんどである。その他の事業では、ゴミ処理施設、し尿処理場、下水処理場などが悪臭の発生源となる状況にある。

(4) 騒音、振動、悪臭対策

ア 騒音対策<環境管理課>

○ 一般環境騒音

「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」地域（県内全市町村）内の一般地域142地点において、定点観測調査を実施した。

○ 自動車騒音

県内の国道、県道及び市町道の901区間の自動車騒音について面的評価を実施した。

○ 航空機騒音

「航空機騒音に係る環境基準の地域類型の指定」地域（各務原市等2市2町）内の10地点において、定点観測調査を実施した。

○ 新幹線鉄道騒音

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定」地域（大垣市等2市3町）内の20地点において、定点観測調査を実施した。

○ 工場騒音及び建設作業騒音

市町村は、特定工場等及び特定建設作業に対し、規制基準の遵守及び防音対策等の状況について立入検査を実施している。

また、県は、市町村に対し測定等の技術的な助言を行っている。

イ 振動対策<環境管理課>

○ 工場・事業場の監視指導

市町村は、「振動規制法」に基づく特定工場等への立入り、届出事項の確認、特定施設の維持管理状況、防振

対策の状況等について検査を行い、必要に応じ振動測定を実施している。

一方、県は、市町村に対し測定等の技術的な助言を行っている。

ウ 悪臭対策

○ 規制措置＜環境管理課＞

県では、市町村における工場・事業場から発生する悪臭を防止するため、「悪臭防止法」に基づき事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域を指定している。

また、特定悪臭物質としてアンモニア等22物質については、工場・事業場の敷地境界で臭気強度2.5（ノルマル酪酸のみ臭気強度3.0）に相当する濃度規制、排出口（アンモニア等13物質）では流量規制、さらに硫化水素等硫黄系の4物質については排出水中の濃度規制を行っている。

○ 工場・事業場の監視指導＜環境管理課＞

「悪臭防止法」に基づき市町村が監視指導を行っている。

○ 複合臭への対応＜環境管理課＞

悪臭物質ごとの規制では対応できない複合臭に対しては、「官能試験法による悪臭対策指導要領」（平成7年4月施行）に基づき指導を行っている。

○ 畜産農家に対する悪臭軽減指導＜畜産振興課＞

畜産経営に由来する悪臭発生を最小限にとどめるため、「岐阜県畜産経営環境保全対策指導方針」等に基づき、畜産農家を巡回して次のような指導を行った。

- ・ふん尿を迅速かつ適切に処理し、長時間放置しない。
- ・ふん尿処理施設の適正な維持管理に細心の注意を払う。
- ・ふん尿の加熱処理や焼却等による悪臭の発生源を点検調査する。
- ・畜舎周辺の清掃に留意し、草花、樹木等により環境美化に努める。
- ・臭気吸着特性を持つおが粉、チップ、バーク、粉碎もみがら等の資材を利用した悪臭防止対策を、畜舎や堆肥舎で積極的に利用する。
- ・必要に応じて脱臭剤を用いる。
- ・畜舎及び処理施設等について密閉方式の採用を検討する。
- ・周辺住民との相互理解に努め、また、集落に介在する畜舎からの悪臭に関する苦情の解決策として、適地への経営移転について検討する。